

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、月山朝日観光協会（以下「観光協会」という。）が定めるイメージキャラクター「ガッさん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

第 2 条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）はあらかじめ「月山朝日観光協会イメージキャラクター使用申請書」（別記様式 1 号）を月山朝日観光協会会長（以下「観光協会会長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。ただし、下記の各号のいずれかに該当するときは、その使用について通知すれば足りるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体等が使用するとき。
- (2) 報道機関が広報の目的で使用するとき。
- (3) 観光協会会長が特に認めるとき。

2 観光協会会長は第 1 項の規定による申請書の提出があったときには、速やかに審査を行い、使用の可否を、「月山朝日観光協会イメージキャラクター使用許可・不許可通知書」（別記様式 2 号）により申請者に通知するものとする。

3 観光協会会長は、キャラクターの使用について条件を付することができる。

4 キャラクターを使用した商品等については、完成後速やかにこれを提出するものとする。ただし、当該商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用の制限と遵守事項)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 2 項の許可の有無に関わらずキャラクターの使用はできない。

- (1) 観光協会の指定するデザインでは無いもの又はデザインを変更し使用した場合
- (2) 観光協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) キャラクターのイメージを損なう、又は損なうおそれのある場合
- (4) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援、公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (7) 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (8) 不当な利益を得るために利用する場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と観光協会会長が認める場合

(使用内容の変更)

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定によるキャラクターの使用の許可の通知を受けた者が、内容を変更しようとするときは、あらかじめ「月山朝日観光協会イメージキャラクター使用内容変更申請書」（別記様式 3 号）を観光協会会長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 観光協会会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、「月山朝日観光協会イメージキャラクター使用内容変更承認・不承認通知書」（別記様式 4 号）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、使用の許可を受けた日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、使用期間を更新することは、これを妨げない。

(権利の設定等の禁止)

第7条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 キャラクターの使用の許可によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 観光協会長は、使用者がこの要綱に違反した場合は、キャラクターの使用の取消し、又は必要な指示等行うことができる。

2 観光協会長は、前項の規定によりキャラクターの使用を取り消したときは、「月山朝日観光協会イメージキャラクター使用取消通知書」(別記様式5号)により通知する。

3 観光協会は、第1項の規定によりキャラクターの使用を取り消した場合において、使用を取り消された者に生ずる損害については、その責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第10条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、観光協会は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第11条 キャラクターの使用に関する庶務は、月山朝日観光協会事務局にて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、観光協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

月山朝日観光協会長 宮林伸一様

届出者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用申請書

次のとおり月山朝日観光協会イメージキャラクターを使用したいので届け出ます。
なお、使用に際しては、月山朝日観光協会イメージキャラクター使用取扱要綱の規定を遵守します。

1. 使用目的
2. 使用方法
3. 使用期間

(様式第2号)

平成 年 月 日

(申請者名) 様

月山朝日観光協会長 宮林伸一

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用 許可・不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました月山朝日観光協会イメージキャラクターの使用について、次のとおり通知します。

1. 許可・不許可
2. 使用期間
3. 使用条件

(様式第3号)

平成 年 月 日

月山朝日観光協会長 宮林伸一様

届出者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用内容変更申請書

平成 年 月 日付けで申請のありました月山朝日観光協会イメージキャラクターの使用について、次のとおり変更を申請します。

1. 変更内容
(変更前・変更後が分かる資料を添付すること)
2. 変更事由

(様式第4号)

平成 年 月 日

(申請者名) 様

月山朝日観光協会長 宮林伸一

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用内容変更承認・不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました月山朝日観光協会イメージキャラクターの使用内容の変更申請について、次のとおり通知します。

1. 承認・不承認

2. 不承認の場合の理由

(様式第5号)

平成 年 月 日

(申請者名) 様

月山朝日観光協会長 宮林伸一

月山朝日観光協会イメージキャラクター使用内容変更申請書

平成 年 月 日付けで許可した月山朝日観光協会イメージキャラクターの使用について、次のとおり取消したので通知します。

1. 取消内容

2. 取消理由